2002 年 4 月 5 日

報道各位

サイボウズ株式会社
最高経営責任者　高須賀 宣
最高技術責任者　畑 慎也
最高執行責任者　青野 慶久
最高財務責任者　山田 理

新株予約権発行について

当社は、平成14年4月5日開催の取締役会において、役員3名が既に付与されていた新株引受権を放棄し、同数の新株予約権を下記の要領にて発行することを決議いたしましたのでお知らせします。

1.ストックオプション付与の理由
当社および当社子会社の取締役および従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的とします。

2.ストックオプション制度の概要
（1）新株予約権の割当を受ける者
当社および当社子会社の取締役および従業員

（2）新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式　900株を総株数の上限とする。

（3）発行する新株予約権の総数
900個（新株予約権１個あたりの目的となる株式数は1株）

（4）新株予約権の発行価額
無償とする。

（5）新株予約権行使時に払込みをすべき金額
新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない日の場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

（6）新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間は、平成16年4月20日から平成20年4月20日までとする。

（7）新株予約権の行使条件
1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または、当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権行使日の前日の東京証券取引所における当社の株式の終値が、1株当たりの払込金額の1.5倍以上であることを要する。
3. 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に本新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本新株予約権は直ちに失効し、その後新株予約権を行使することができないものとする。
4. 本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
5. 対象者の相続人は本新株予約権を行使することができないものとする。
6. 対象者は、付与を受けた本新株予約権の全部または一部を行使することができる。
7. 対象者は、本新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、付与を受けた本新株予約権を行使しなければならない。
8. 本新株予約権に関するその他の細目事項については、本総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

（注）上記内容については、平成14年4月20日開催予定の当社定時株主総会において、新株引受権の付与が承認可決されることを条件といたします。

《本件に関するお問い合わせ先》
サイボウズ株式会社 http://cybozu.co.jp/
〒112-0004
東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル18階
管理部　広報グループ　　pr@cybozu.co.jp